

低コスト・省力化生産体制確立事業費補助金交付要領

制 定 令和 8（2026）年 4 月 1 日 生振第 155 号

（趣旨）

第 1 条 県の交付する低コスト・省力化生産体制確立事業費補助金交付要領については、栃木県補助金等交付規則（昭和 36 年栃木県規則第 33 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

（交付の目的等）

第 2 条 低コスト・省力化生産体制確立事業の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容、その交付率及び交付の相手は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率	交付の相手方
低コスト・省力化生産体制確立事業費補助金	経営規模拡大を促すため、低コスト・省力化技術生産体制の構築を目指す取組を支援する。	1 低コスト・省力化生産体制確立事業		
		(1) 低コスト実践展開事業 低コスト・省力化生産体制確立事業実施要領（令和 8（2026）年 4 月 1 日付け生振第 156 号。以下、「実施要領」という。）に基づき行う低コスト実践展開事業に要する経費 (2) 低コスト実践支援事業 実施要領に基づき行う低コスト実践支援事業に要する経費	当該事業に要する経費の 2 分の 1 以内、ただし 700 千円を上限とする。 市町が補助する場合にあっては、市町が交付する補助金の 10 分の 10 以内。ただし、当該事業に要する経費の 2 分の 1 を限度とする。 当該事業に要する経費の 3 分の 1 以内、ただし 3,500 千円を上限とする。 市町が補助する場合にあっては、市町が交付する補助金の 10 分の 10 以内。ただし、当該事業に要する経費の 3 分の 1 を限度とする。	市町、農事組合法人、農地所有適格法人、集落営農組織、農業者の組織する団体 市町、農事組合法人、農地所有適格法人、集落営農組織、農業者の組織する団体

	大規模農家と中小規模農家等による畦畔草刈等の作業連携の取組を支援する。	2 大規模経営モデル規模拡大集約化支援事業		
		実施要領に基づき行う大規模経営モデル規模拡大集約化支援事業に要する経費	当該事業に要する経費の2分の1以内 ただし、250 千円を上限とする。	農事組合法人、農地所有適格法人、集落営農組織

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
低コスト・省力化生産体制確立事業費補助金	低コスト・省力化生産体制確立事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	事業計画書	様式1～2	1	農業振興事務所長が別に定める日

2 前項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容を変更（次条の軽微な変更を除く。）する場合は、農業振興事務所長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、農業振興事務所長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに農業振興事務所長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 農業振興事務所長は、前各号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

(軽微な変更)

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業実施地区の変更
- (3) 事業の廃止
- (4) 事業費の20パーセントを超える増又は県補助金の増
- (5) 事業費又は県補助金の20パーセントを超える減

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく農業振興事務所長の承認を受ける場合には、変更承認申請書(様式3)に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して1部を農業振興事務所長に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の 名称	提出すべき 申請書の名 称	様式	部数	申請書に添付 すべき書類の 名称	様式	部数	提出期限
低コスト・省 力化生産体 制確立事業 費補助金	低コスト・省 力化生産体 制確立事業 実施状況 報告書	規則の 別記様 式第2	1	状況報告書	様式4	1	農業振興事務所長 が別に定める日

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の 名称	提出すべき 申請書の名 称	様式	部数	申請書に添付 すべき書類の 名称	様式	部数	提出期限
低コスト・省 力化生産体 制確立事業 費補助金	低コスト・省 力化生産体 制確立事業 実績報告書	規則の 別記様 式第2	1	事業実績書	様式1～2	1	農業振興事務所長 が別に定める日

- 2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(第2項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式5により速やかに農業振興事務所長宛てに、報告(経由機関については第1項に同じ。)するとともに農業振興事務所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の 名称	提出すべき申 請書の名称	様式	部数	申請書に添付 すべき書類の名称	部数	提出期限
低コスト・省 力化生産体 制確立事業 費補助金	低コスト・省力 化生産体制確 立事業費補助 金交付請求書	規則の 別記様 式第4	1	1 交付決定書の 写し 2 額の確定通知 書の写し	1 1	農業振興事務所長が 別に定める日

(帳簿の備付等)

第10条 規則第23条に定める帳簿及び証拠書類の保管の期間は補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(財産処分の制限期間)

第11条 規則第24条第1項ただし書の規定(規則第6条第2項の規定に基づき付された間接補助条件)による財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間(大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間)とする。

(財産処分を制限する機械及び器具)

第12条 規則第24条第1項第2号の規定による財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(その他)

第13条 この要領のほか、この事業の実施につき必要な事項については、別に知事が定めるものとする。

附 則 (令和8(2026)年4月1日付け生振第155号)

- 1 この要領は、令和8(2026)年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和11(2029)年3月31日をもって、その効力を失う。
ただし、同日までに交付決定された補助金については、同日後もなおその効力を有する。